

令和2年5月29日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第110号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の代理納付による支給については、都道府県等が特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められることとなりました。

改正の内容については、下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

一 改正内容

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>（代理受領等） 第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。</p> | <p>（代理受領等） 第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。 <u>ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合で</u></p> |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | <u>あって、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u> |
|--|---------------------------------------|

また、「vol.6（20200529版）住居確保給付金追加QA」において、住居確保給付金の支給事務の取扱問答を発出しておりますので、改正後の省令の施行については、本事務連絡及び取扱問答を参考にするなど、住まいに困窮される方への支援にあたっては、遺漏なきようご対応願います。

以上